

亀岡市卓球協会規約

【名称及び事務所】

第1条 本会は亀岡市卓球協会（以下本会という）と称し事務所は、原則として事務局長宅に置く。

【目的】

第2条 本会は、卓球の普及発展と会員相互の親睦を図る事を目的とする。

【事業】

第3条 本会は、第2条の目的を達成する為に卓球競技会、卓球の普及・発展に関する事業、その他必要とする事業を行なう。

【組織】

第4条 本会は、亀岡市卓球協会加盟者にて組織する。

【加盟】

第5条 本会の加盟・脱会に関する事項については別途規定に定める。

【役員】

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 2名以内
- (5) 理事 20名以内
- (6) 事務局長 1名 副事務局長 1名
- (7) 会計 1名 副会計 2名
- (8) 会計監査 2名
- (9) 評議委員（加盟団体6人～9人までは1名、10人以上は2名を原則とする。）

【役員の仕事】

第7条

- (1) 会長は本会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会の会務を執行する。
- (4) 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。
- (5) 理事は理事会を構成し、本会の会務を審議・決定し、執行する。
- (6) 事務局長は事務全般を掌握・執行する。
- (7) 評議委員は評議委員会を構成する。
- (8) 会計は本会の会計をつかさどる。
- (9) 会計監査は本会の会計を監査する。

【役員を選出】

第8条

- (1) 会長及び副会長は、年度末理事会で推挙し、評議委員会で同意を得る。
- (2) 理事長・副理事長・事務局長及び会計は、新理事を含めて、年度末理事会の互選で推挙し、推挙者の承諾を得て評議委員会の同意で決定する。

- (3) 理事は、年度末理事会までに会員の中（クラブ内）から推挙し、評議委員会で発表する。

理事の選出方法は、下記の亀岡市卓球協会理事選出に関する必要な事項を定める。

* 理事の選出について

- ① 理事の定数は20名以内とし、任期は2年とする。ただし再選を妨げない。
- ② クラブからの理事選出基礎人数は、（前年度4月1日現在の会員数+前々年度4月1日現在の会員数）÷2（端数切捨て）とする。
基礎人数6～14人は1名、15～20人は2名の理事を選出するものとする。
- ③ 理事資格は、下記条件のいずれかを有するものとする。
イ、会員登録が継続して3年以上であるもの。
ロ、評議委員を1年以上経験したもの。
ハ、クラブ部長または、副部長を2年以上経験しているもの。
ニ、上記イロハに該当しない場合は、理事会の承認を得るものとする。

* 就任、立候補届の提出について

クラブからの選出基礎人数に該当する理事は「就任届」を、理事または会計監査になろうとする会員は「立候補届」を所定の用紙に記入し提出するものとする。但し立候補者が理事定数を超えた場合は評議委員会で選挙により選出するものとする。

- (4) 会計監査は、現理事の退任者より選出する。
- (5) 評議委員は、加盟団体で選出する。ただし、評議委員は他の役員を兼ねられない。
- (6) 本会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。
本会に名誉会長、顧問及び、相談役は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

【役員の任期】

第9条

（第9条の1）

- (1) 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。
- (2) 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の任期とする。
- (3) 役員はその任期満了においても、後任者が就任するまでは、なお任務を行なう。

（第9条の2）

役員は本会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別の事情のあった場合は、その任期中であっても理事会の議決（現在理事数の3分の2以上の議決）により、解任する事ができる。

【会議】

第10条

会議は、幹事会、理事会、評議委員会とする。

- (1) 幹事会は、会長・副会長・理事長・副理事長・事務局長・会計をもって構成し、会長が召集する。
- (2) 理事会は、幹事会の構成員及び理事をもって構成し、理事長が召集する。議長は理事長が行なう。
- (3) 評議委員会は、幹事会の構成員及び評議委員をもって構成し、会長が召集する。

【幹事会】

第11条

幹事会は、本会の運営について協議する。

【理事会】

第12条

(第12条の1)

- (1) 理事会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。
- (2) 事業運営全般について企画・執行する事項。
- (3) 表彰・懲戒に関する事項。
- (4) その他事業運営に関する事項で、理事長が必要と認めた事項。

(第12条の2) 理事会の議事は、理事の過半数の出席で成立し、賛否は、出席理事の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。(委任状含む)

【評議委員会】

第13条

(第13条の1) 評議委員会は、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。

- (1) 第8条第(1)項および第(3)に定める役員の選任・承認に関する事項
- (2) 事業計画および決算・予算に関する事項
- (3) 規約の改正に関する事項
- (4) その他、理事会よりの議案事項

(第13条の2) 評議委員会の議事は、評議委員の過半数の出席で成立し、賛否は、出席評議委員の過半数をもって決定し、賛否同数の時は議長が決定する。
ただし、委任状を提出した者は、出席とみなす。

【会計】

第14条

- (1) 会の会計は、協会加盟費・大会参加費・その他の収入を持ってこれにあたる。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

【慶弔】

第15条 慶弔に関しては、下記の慶弔規定を定める。

- (1) 理事が死亡したときは弔慰を表し、金10000円の弔慰金と供花を供える。
- (2) 理事経験者が死亡したときは弔慰を表し、金5000円の弔慰金を供える。

【付則】

この規約は 昭和62年1月1日から実施する。

この規約は 平成3年4月18日から改定実施する。

この規約は 平成7年4月16日から改定実施する。

この規約は 平成10年4月1日から改定実施する。

この規約は 平成15年4月13日から改定実施する。

この規約は 平成29年4月2日から改定実施する。

この規約は 平成30年4月2日から改定実施する。

この規約は 2019年4月8日から改訂実施する。

※今回改訂提案：アンダーライン部分を削除する。

【理由】8条(4)項の規定と整合させるため。

亀岡市卓球協会会員規定

【第1条】 この規定は、亀岡市卓球協会会員の加入・退会に関する必要な事項を定める。

【第2条】 会員の区分と本会との関係は、次の通りとする。

- (1) 団体(クラブ)会員…亀岡市および口丹波2市1町の在住・在勤者で構成する団体(クラブ)は、会員登録をまとめて行うことができる。また、口丹波2市1町の在住・在勤者以外であっても、団体(クラブ)員として活動実績があり、協会の規約・会員規定を認める一般社会人は、会員登録ができる。
- (2) 個人会員…亀岡市および口丹波2市1町の在住・在勤者で協会の規約・会員規定を認める一般社会人は、個人会員として会員登録ができる。
- (3) 会員が4名以上集まれば、団体(クラブ)として登録できる。登録クラブは、評議員と理事(会員が6名以上の場合)を選出し協会運営に参画することができる。協会からの各種通知は書面でクラブ部長宛てに送付される。
- (4) 会員が4名未満の場合は、個人会員としての登録になる。個人会員への情報提供は、協会ホームページの閲覧を基本とする。個人会員は、既存クラブへの加入、または4名以上でクラブ結成を目指すこと。個人会員、1年限りの規定は廃止する。
- (5) 高校生以下の者については、卓球部(クラブ)単位の加入を条件とする。

【第3条】 入会手続きは、次の通りとする。

(第3条の1)

- (1) 入会希望者は、所定の入会申込書を提出するものとする。
- (2) 理事会は、入会申込書を審査の上、理事長が入会を承認する。
ただし、次の各号の一つに該当する行為があった場合は、加入を認めない。

(第3条の2)

- (1) 協会の規約又は決議に違反し従わなかった場合。
- (2) 協会の統制・秩序を乱した行為があった場合。
- (3) 協会の運営・事業の発展を妨げる行為があった場合。
- (4) その他、会員として資格に背理する行為を行なった場合。

【第4条】 会員の年会費は、次の通りとする。なお入会金は不要とする。

(第4条の1)

会員は毎年4月までに当年度会費(4月から翌年の3月まで)を納入する。

年度途中の入会であっても、入会の申し込みと同時に当年度会費を納入する。

- (1) 団体(クラブ)会員、・個人会員ともに500円とする。

(第4条の2)

会員が年度途中で退会した場合は、既納の会費は返還しない。

【第5条】 会員は本会から、次の特典を受けられる。

- (1) 本会の主催する卓球大会及び行事などを優先的に案内する。

(2) 各種大会参加費は一般参加費より廉価を基本とする。

【第6条】 退会手続きは、次の通りとする。

会員が退会する場合は、あらかじめ本会の理事長宛に退会届を提出する。

【付則】 この規定は 61 年 6 月 1 日から実施する。

この規定は 63 年 4 月 1 日から改定実施する。

この規定は 平成 2 年 4 月 19 日から改定実施する。

この規定は 平成 10 年 4 月 1 日から改定実施する。

この規定は 平成 23 年 4 月 24 日から改定実施する。

この規定は 平成 25 年 4 月 8 日から改定実施する。

この規定は 平成 29 年 4 月 2 日から改定実施する。

この規定は 令和 2 年 4 月 8 日から改定実施する。

註) アンダーラインの部分が、今回改定されたものです。